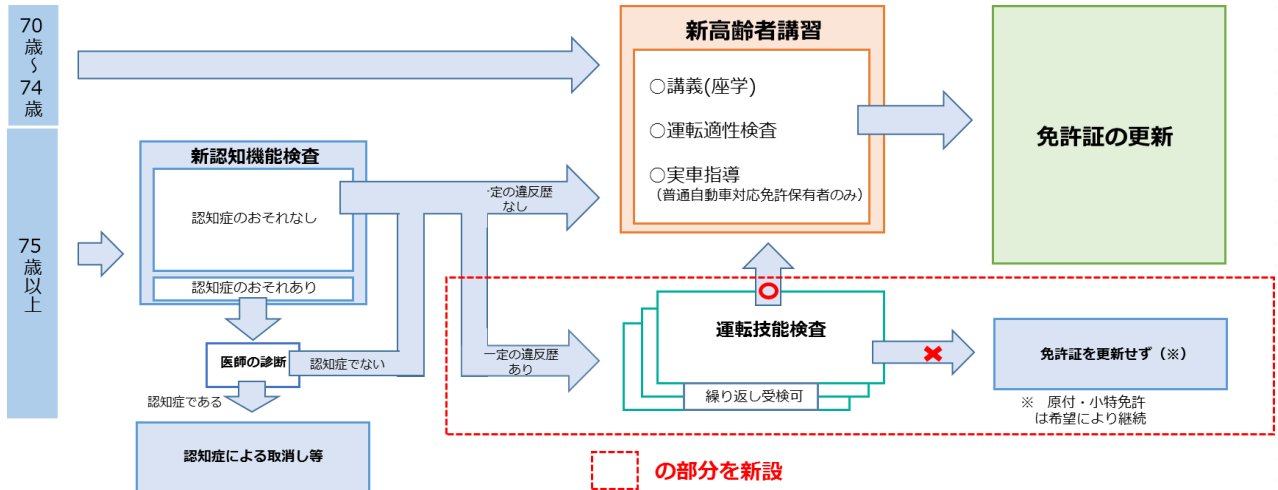


免許だより

令和4年4月27日
細江警察署
交通課

令和4年5月13日に高齢運転者制度が改正されます。

1 改正の概要



2 主な変更ポイント

(1) 運転技能検査の導入

75歳以上で一定の違反歴のある者は、免許更新時に運転技能検査が義務付けられます（対象者は、普通自動車対応免許を持つ者に限る）。

信号無視、通行区分違反、通行帯違反等、速度超過、横断等禁止違反、踏切不停止等・遮断踏切立入り、交差点右左折方法違反等、交差点安全進行義務違反等、横断歩行者等妨害等、安全運転義務違反、携帯電話使用等

(2) 認知機能検査制度の改正

結果区分が3区分から、認知症のおそれの有無のみを判断する2区分に変わり、タブレットを用いた認知機能検査が可能になります。

(3) 高齢者講習制度の改正

高齢者講習が一元化されます（臨時・短期・長期）。

(4) サポートカー限定条件付き免許

安全運転サポート車に限定するなどの条件付免許が新設されます。

対応車種は
警察庁ウェブサイトに掲載予定



75歳以上の運転免許保有者数の増加と高齢運転者による社会的耳目を集める悲惨な死亡事故の発生を背景に改正が行われます。

